足立区
ペット同行避難ガイドライン

令和8年1月

足立区
危機管理部防災戦略課

ペット同行避難ガイドライン　- 目次 -

第１章　共通ルール及び考え方

1-1 はじめに … P 4

1-2 用語集 … P 5

1-3 ペットとの避難方法 … P 6

1-4 避難所におけるペットの考え方 … P 7

第２章　避難所運営ルール ~避難所運営従事者向け~

2-1 避難所で受け入れ可能な動物の種類 … P 9

2-2 ペットを受け入れる際の留意点 … P 10

2-3 ペット用避難居室の留意点・レイアウト … P 11

2-4 ペット受付カード兼避難所利用同意書 … P 14

2-5 ペット飼育ルールの周知 … P 15

第３章　飼い主のための心構え　~飼い主向け~

3-1 飼い主による平時からの備え … P 17

3-2 飼い主によるペット同行避難訓練への参加 … P 21

3-3 災害発生時におけるペットとの避難行動 … P 22

3-4 関連サイト一覧 … P 25

第1章

共通ルール及び考え方

1-1 はじめに

ガイドライン作成の経緯

大規模災害の発生時、人とペットの命を守るためには、「**避難所でのペット取り扱いのルール化**」及び「**飼い主の日頃からの備え**」が重要となります。

本ガイドラインでは、足立区における避難所内でのペットに関するルールを定めるとともに、日頃からの飼い主の心構えや備えについて記載しました。

いつやってくるかわからない災害から人とペットを守るため、本ガイドラインを参考に具体的な行動につなげてください。

飼い主のペットに対する責務

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、飼い主の責務を「動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と定めています。

災害時においても同様に、飼い主にはペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑とならないように努める責任があります。そのため、**避難所に避難した際はペットの飼育は飼い主に責任を持っていただきます。**また、**避難所にはペット用の備蓄はないため、飼い主自身が必ずペットの食料や水、その他必要な物品**（詳細は18ページ参照）**をご用意ください**。

避難方法

災害が起きた場合、避難所へ行くことだけが避難ではありません。自宅の安全性やご自身とペットの状況を踏まえ、最適な避難行動を選択してください（詳細は22～24ページ参照）。

避難所に人が集まりすぎることで感染リスクが高まることに加え、避難所という普段住み慣れない場所での生活により心身ともにストレスが高まるリスクを考慮し、**足立区では在宅避難を推奨**しています。在宅避難とは、災害発生時に自宅に被害がなく安全を確保することができる場合、避難所ではなく在宅で避難生活を送ることです。なお、水害の恐れがある時に自宅が浸水せず家屋倒壊の恐れもない場合は自宅にとどまることができ、地震が発生した時にも自宅に被害がなく安全を確保することができる場合は、在宅での避難生活を選択してください。

1-2 用語集

用　語	説　明	参照頁
ペット	当区では、避難所で受け入れ可能な動物を犬、猫、小動物、鳥類と定めています。なお、特定動物や特定外来生物に指定された動物に類する動物は含みません。	詳細は 9ページ 参照
避難所	自宅で過ごすことができない人が生活する場所のことです。足立区立の小・中学校、都立高校、大学等が指定されています。	―
在宅避難	災害発生時、自宅の安全性が確認され自宅で継続して居住できると判断した場合には、避難所ではなく自宅で避難生活を行うことです。	詳細は 6ページ 参照
縁故等避難	浸水の恐れがない家族・親戚・知人の家やホテル等へ避難することであり、本ガイドラインでは、ペットを家族や知人宅、ペットホテルなどへ避難させることを意味しています。	
車中泊避難	自宅の駐車場などに駐車した自家用車の中で、ペットとともに寝泊りすることです。	
同行避難	災害発生時、飼い主がペットと避難所まで避難することです。ペットと共に移動を伴う避難行動を意味します。	
同伴避難	飼い主とペットが、避難所の敷地内で過ごせることを意味します。なお、同室で一緒に過ごせることではありません。 **※　足立区では、同伴避難が原則となっております。**	―
同室避難	飼い主とペットが、避難所内の同じ部屋で過ごせることを意味します。	―

出典（一部参考）：環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」

1-3 ペットとの避難方法

災害時におけるペットとの避難にはいくつかのパターンがあり、それぞれにメリットとデメリットがあります。ご自宅の安全性とペットの状態を踏まえ、適切な避難行動を選択してください。

避難行動	概　要	メリット	デメリット
在宅避難 ※	• 自宅の安全が確保できる場合、ペットと一緒に自宅で避難生活を送ること。	• 飼い主とペットが同じ空間で過ごせる。 • ペットの最も慣れた環境であるため、ストレスが軽減される。	• 避難生活が長期化すると、飲食料や生活必需品が不足する。 ※　在宅避難の場合でも自治体からの支援は受けられます。
縁故等避難	• ペットを家族や知人宅、ペットホテルなどへ避難させること。	• 避難所で他の避難者とのトラブルが避けられる。 • ペットが適切に保護される可能性が高くなる。	• 普段とは異なる環境であるため、ペットにストレスがかかる。 • 預け先がすぐに見つからない場合がある。
車中泊避難	• ペットと一緒に車内で過ごすこと。	• 避難所で他の避難者とのトラブルが避けられる。 • 飼い主とペットが同じ空間で過ごせる。	• 飼い主のエコノミークラス症候群や熱中症対策が必要となる。 • 車内の温度、衛生管理が必要となる。 • 脱走のリスクがある。
同行避難	• ペットとともに安全な場所まで避難する行為のこと。	• 飼い主とペットが、同じ部屋ではなく、同じ敷地内で過ごす。	• ペット用の備蓄品を用意する必要がある。 • 他の避難者との関係や動物アレルギーなどへの配慮が必要となる。 • 脱走のリスクがある。

※　災害が起こった際に自宅で留まることが可能な場合は、可能な限り、自宅での避難となる「在宅避難」をお願いします。

1-4 避難所におけるペットの考え方

基本的な考え方

◆ 避難所で受け入れることができる動物の種類

原則として、犬、猫、小動物、鳥類となります（詳細は9ページ参照）。

◆ ペットを受け入れることができる避難所

原則として、全ての一次避難所で受け入れ予定です（詳細は25ページ参照）。

◆ 避難所でペットを受け入れる際の留意点

避難所でペットを受け入れる際は、**ケージやキャリーバッグに入れた状態であることが原則です。**また、所有者が分かるように、ケージ、キャリーバッグに飼い主の名前を明示しておきましょう。

◆ ペットの飼育場所について

避難所にはペット用避難居室が定められています。ペット用避難居室の場所は、避難所運営手順書（-第Ⅱ部-開設運営編）に記載しておりますので、事前に確認しておきましょう。また、**避難所では人とペットの居住エリアは別々に設けます。**避難所には、動物が苦手な方や動物アレルギーがある方などへの配慮のほか、咬みつきなど危害を加える可能性を防ぐ必要があるためです。

◆ ペット用の備蓄品について

避難所にはペット用の備蓄品はありません。**飼い主が責任を持って、用意してある備蓄品を持参してください**（詳細は18ページ参照）。

◆ 避難所運営について

避難所は動物が苦手な人、アレルギーを持っている方などたくさんの方々が共同で生活する場所です。ペットを飼っている避難者とそうでない避難者が互いに理解・協力し、避難者とペットがともに過ごせる環境を作りましょう。

そのためには、避難者同士のトラブルが発生しないよう、お一人おひとりの配慮やご協力をお願いします。

第2章

避難所運営ルール
～避難所運営従事者向け～

2-1 避難所で受け入れ可能な動物の種類

ペット種別	受入可否	備　考
犬 ※1	○	■原則、ケージやキャリーバッグなどに入れた状態であれば受け入れ可能ですが、大型犬や、飼い主が高齢者、障がいがある方などでケージの用意が困難な場合は、ケージに入れた状態でなくても受け入れ可能です。ただし、屋内ではなく、屋外を飼育スペースとして利用いただくことになります（詳細は11ページ参照）。 ■身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、身体障害者補助犬法により公共施設などの同伴が認められているため、ケージ無しでも避難所で飼い主と同室で過ごすことができます。
猫 ※1	○	■ケージやキャリーバッグなどに入れた状態であれば受け入れ可能です。
小動物	○	■ウサギ、ハムスター、モルモットといった小動物は、ケージに入れた状態であれば受け入れ可能ですが、犬や猫と同じ場所で生活する可能性があります。
鳥類	○	■インコや文鳥といった比較的小型の鳥は鳥かごに入れた状態であれば受け入れ可能となります。 ■特に、鳥は温度管理が必要であるため、温度調整が難しい避難所においては体調を崩す可能性があります。
特定動物 ※2	×	■ワニガメやニシキヘビといった「動物の愛護及び管理に関する法律」で特定動物と定められている動物は、人に危害を加える可能性があるため受け入れることができません。
特定外来生物 ※2	×	■カミツキガメやサソリといった「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物と定められている生物は、人に危害を加える可能性があるため受け入れることができません。
爬虫類 ※2	×	■特別な設備が必要であり、人に危害を加える可能性もあるため受け入れることができません。
特別な設備が必要な動物 ※2	×	■温度調節や明るさなど特別な管理や、設備、環境が必要な場合は受け入れることができません。

出典（参考）：環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」

※1　同行が可能なペットであっても、人に危害を加える可能性のある動物は受け入れができません。

※2　受け入れの対象とならない動物は次のような対応を行ってください。

- 自宅敷地内など安全な場所での飼育をする
- 災害時に預かってもらえる親戚、知人、動物病院、民間団体の施設などに預ける

2-2 ペットを受け入れる際の留意点

避難所運営従事者はペットと一緒に避難してきた方に対して以下の点に留意し、受付を行った後に飼育スペースであるペット用避難居室まで誘導しましょう。

なお、以下の流れはあくまで参考です。

ペットを受け入れる際の留意点【避難所運営従事者向け】

① ペット用避難居室の場所を確認し、レイアウトを作成する

避難所運営手順書でペット用避難居室を確認し、受け入れ準備のためにペット用避難居室内のレイアウトを作成しましょう（詳細は12～13ページ参照）。避難所では人とペットの居住エリアは別々となります。

② 受付は一般避難者とペット同行避難者で分ける

避難所では一般避難者とペットを連れている避難者を分けて受付をしましょう。また、ペットとともに避難してきた方には、避難者カードの他に「ペット受付カード兼避難所利用同意書」（詳細は14ページ参照）の記入も案内し、ペット用避難居室へ誘導をお願いします。

③ ペット用避難居室が入りきらなくなったら他の場所を活用する

ペット用避難居室に空きスペースがなくなったら、日差しや雨風の当たらない場所などを飼育スペースとして検討してください。やむを得ず屋外で飼育する場合も、軒下などの屋根がある場所を利用するよう努めてください。

【補助犬や大型犬の取り扱いなど】

- 補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、公共施設などへの同伴が認められており、一般避難者と同じ扱いとなるため、**飼い主と同一空間で生活できるよう受け入れの配慮をお願いします**（身体障害者補助犬法）。
- 大型犬はケージに入れることが困難なため、ケージがない場合はペット用避難居室ではなく、屋外で屋根が付いている場所を飼育スペースとして検討してください（詳細は11ページ参照）。

2-3 ペット用避難居室のレイアウト【大型犬の飼育場所】

大型犬の飼育場所の検討【避難所運営従事者向け】

ケージに入れていない大型犬は、屋外のベランダや校門そばの屋根が付いている場所を飼育スペースとして検討し、活用してください。

以下の飼育スペースは例であり、避難所内で活用できるスペースを検討してください。

ベランダ

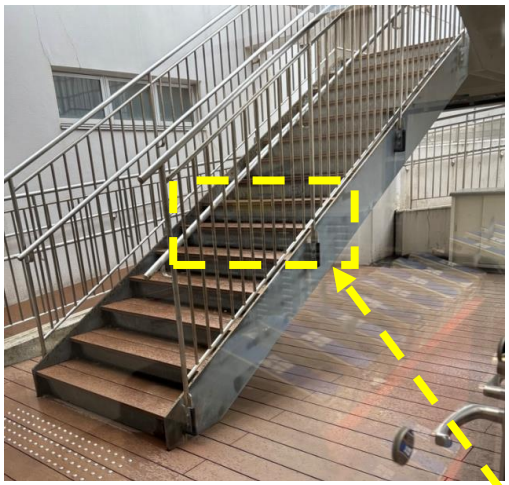

校　門

リードをつなげる
のに利用

屋根や天井がある場所を
飼育スペースとして活用

2-3 ペット用避難居室のレイアウト【1部屋を確保した場合】

以下は教室を活用する場合のレイアウト例です。避難所によって指定場所は異なりますので、以下を参考に、ペット用避難居室を作成してください。

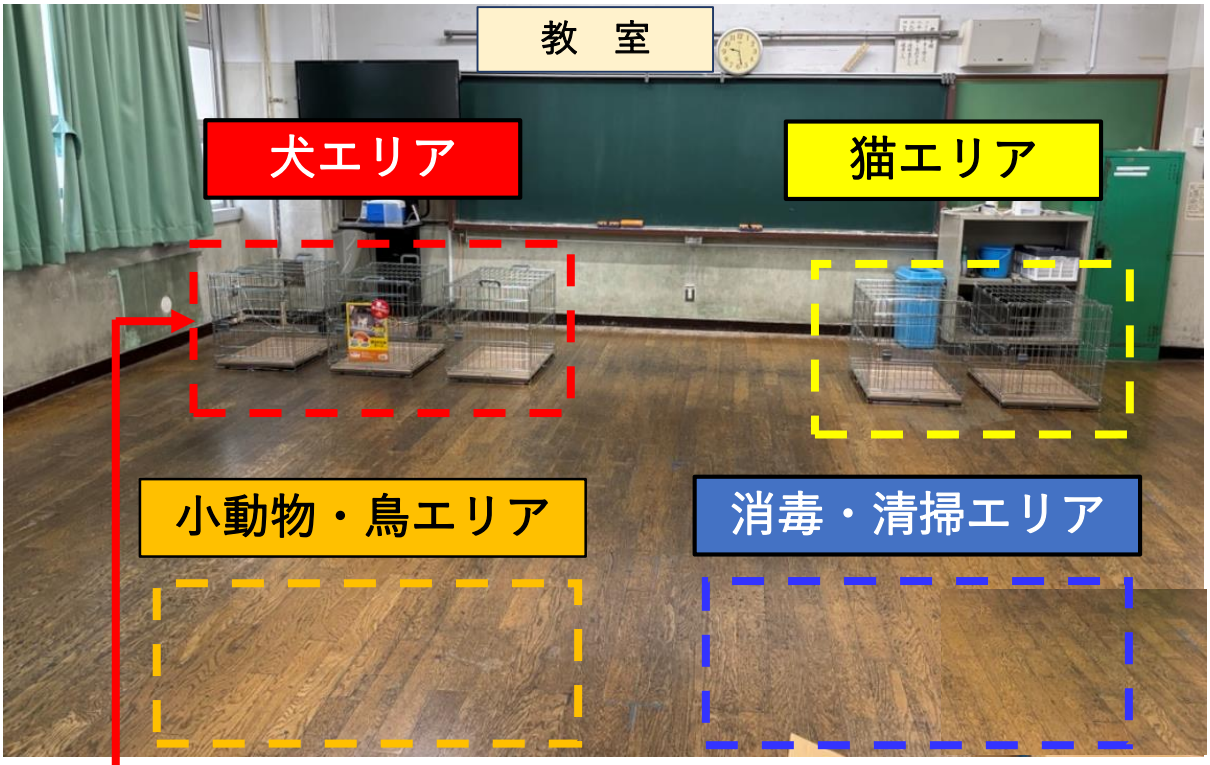

複数の出入口がある場合は、１つだけを使用し、他は鍵封鎖する

★POINT

① 動物の種類ごとにエリアを分ける。

② 脱走を防ぐため、出入り口が複数ある場合は１つだけ使用してください。

③ 消毒・清掃エリアではペットの排泄物の処理やケージの清掃を行います。水が必要な場合は、右の場所を使用してください。

水廻りスペース（建物内）

水廻りスペース（外）

2-3 ペット用避難居室のレイアウト【2部屋を確保した場合】

ペット用避難居室を『２部屋』確保できた場合には、「犬」と「猫、小動物、鳥」とに分けましょう。

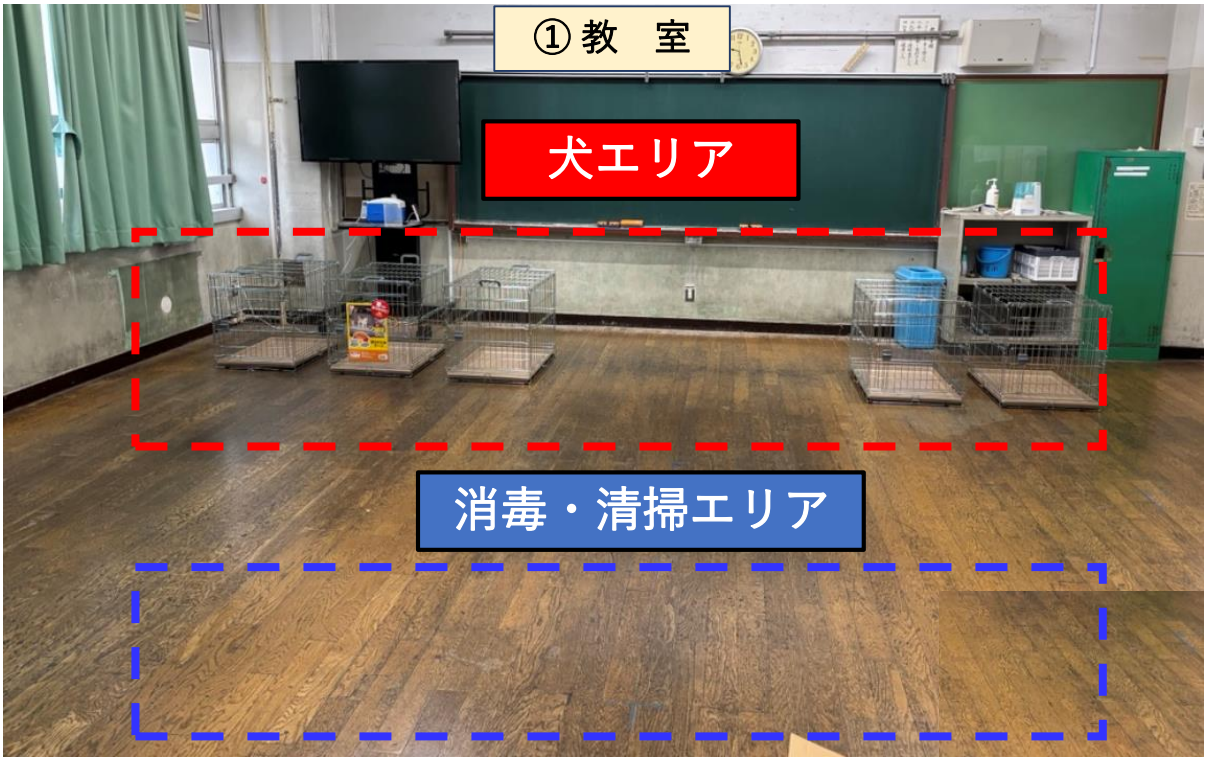

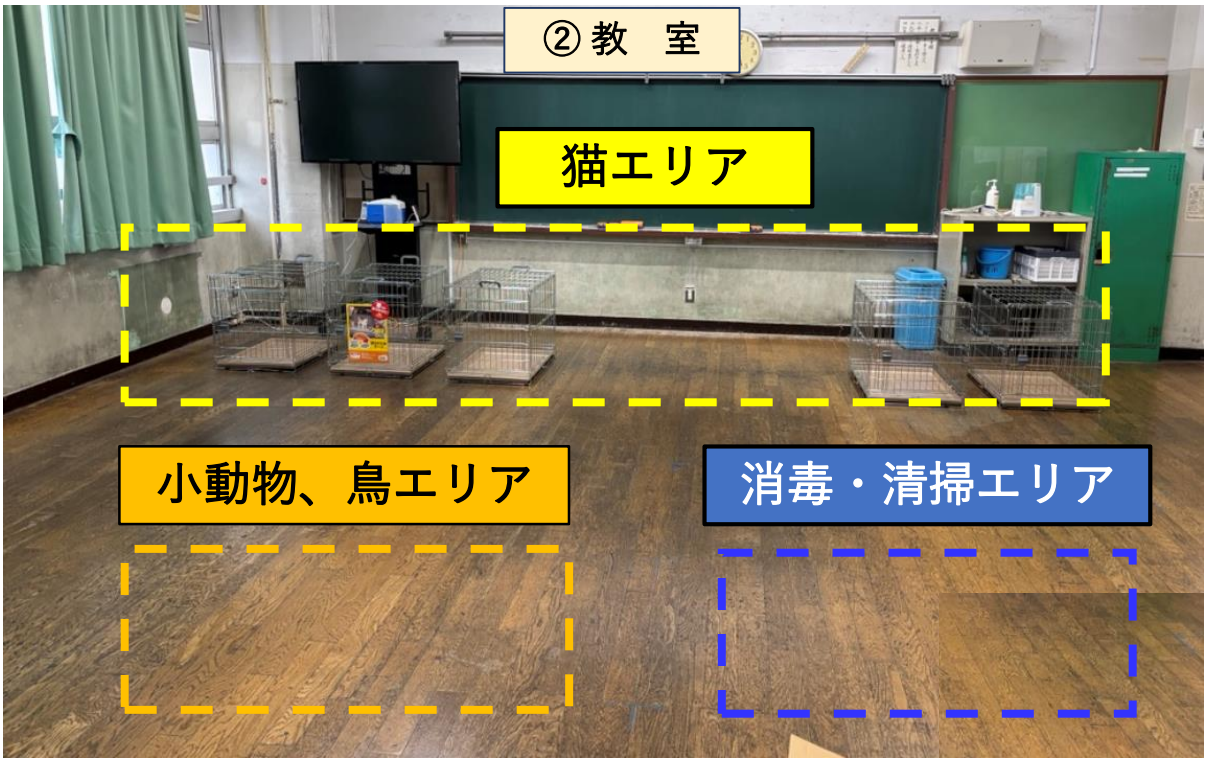

2-4 ペット受付カード兼避難所利用同意書

避難所で飼育されているペットの把握【避難所運営従事者向け】

ペットと同行避難してきた方には、受付時に「ペット受付カード兼避難所利用同意書」を記入してもらい、どのような動物が避難所で飼育されているか把握できるようにしましょう。

ペット受付カード兼避難所利用同意書

足立区では、以下の様式を用いて、飼い主情報とペット情報を管理できるよう準備しています。

ペット受付カード兼避難所利用同意書

◆ペット動物と一緒に避難した方はご記入をお願いします。　No.

飼い主	氏　名				
	住　所				
	電　話				
ペット	ペット名前	①	②	③	④
	動物種類	犬 ・ 猫 その他 （　　）	犬 ・ 猫 その他 （　　）	犬 ・ 猫 その他 （　　）	犬 ・ 猫 その他 （　　）
	特　徴 （マイクロチップや種類等）				

同意欄

避難所運営本部長及び従事者　様

私は、避難所を利用するにあたり、以下について確認の上、同意いたします。

① 避難所のルールに従い、飼い主が責任を持って飼育管理に努めます。
② ペットに関するトラブルは、飼い主が責任を持って解決に努めます。
③ 避難所運営本部の指示に従わなかった場合、避難所の利用制限を求められても異議はありません。
④ ペットの負傷や死亡、逃走などに関する事象について、その原因の如何にかかわらず、避難所運営関係者及び区は一切の責任を負わないものとし、損害賠償を求めません。

年　　月　　日　　署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　同意が得られない場合、避難所への受入れができない場合がございます。

出典：足立区「震災時避難所運営手順書―第Ⅱ部 開設運営編―」

2-5 ペット飼育ルールの周知

受付時には、避難所におけるペットの飼育ルールを以下の様式に沿って案内するほか、ペット用避難居室にも案内を掲示してください。特に、受付時に以下の①～③を飼い主へ説明することが重要です。

① 他の避難者へ配慮が必要なこと
② 決められた場所で飼育すること
③ 飼い主が責任をもって飼育すること

ペット飼育ルール【避難所運営従事者向け】

足立区では、基本的なペットの飼育ルールとして以下の様式を用意しています。飼い主だけでなく、避難所運営従事者も確認しましょう。

ペット動物と一緒に避難された皆さまへ

避難所には、多くの方が集まり、共同で生活します。
以下のことについてご理解、ご協力をお願いします。

◆ペット動物は、他の避難所利用者 の理解と協力のもと、飼い主が責任を持って飼育することを原則とします。

◆ペット動物は、指定した場所で飼育し、それ以外の場所には入れないでください。

◆ペット動物は、指定した場所で、ケージ（檻など）の中又はリードに繋いで飼育してください。

◆ペット動物のエサは、飼い主が用意してください。避難所にペット動物の食料やケア用品の備蓄はありません。

◆ペットによる苦情や危害防止に努めてください。

◆避難所から退所する場合は、必ず受付にお声かけをお願いします。

避難所運営本部

出典：足立区「震災時避難所運営手順書―第Ⅱ部 開設運営編―」

第3章

飼い主のための心構え
～飼い主向け～

3-1 飼い主による平時からの備え

避難所にはペットに関する備蓄品はありません。ペットとの同行避難に関する備えは飼い主の責任で行ってください。

飼い主によるペット用の避難用品や備蓄品の確保【飼い主向け】

物資は少なくとも5日分は用意しておきましょう。特に、療法食などの特別食を必要としている場合には、その対応もお願いします。

避難時にすぐ持ち出せるように、人の避難用品とともに保管しておくと安心です。

また、大きい物などは避難時に持ち運ぶことが困難なため、避難した後で安全を確保してから持ち出せるように、倉庫や駐車場など安全な場所に保管しておきましょう。

犬の避難用品例

猫の避難用品例

上記はあくまでも一例です。ご自身のペットの健康状態や普段活用しているものにあわせて、18ページのチェックリストも参考にしながら、事前に準備をしておきましょう。

3-1 飼い主による平時からの備え

チェックリスト：ペット用の備蓄品と持ち出し品の例【飼い主向け】

◆ 重要アイテム（ペットの命に関わるもの）

- □ 療法食、薬
- □ ペットフード、水（5日分以上）
- □ 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- □ ケージ・キャリーバッグ（広さのあるものを推奨）
- □ トイレ用品、ステンレス製の食器

◆ 消毒・清掃用品、その他

- □ タオル、ブラシ
- □ 消臭・防臭袋、ゴミ袋
- □ 消毒スプレー
- □ ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- □ おもちゃ

◆ 飼い主やペットの情報

- □ 飼い主の連絡先
- □ ペットの写真（スマートフォンへの画像保存も有効）
- □ ペットのワクチン接種状況・既往症・健康状態
- □ かかりつけの動物病院情報
- □ 「足立区防災アプリ」のダウンロード（区からの情報収集、P.25参照）

3-1 飼い主による平時からの備え

マイクロチップについて

マイクロチップは、直径2mm、長さ8mm程度の円筒形で、一般的に犬や猫の首の後ろ（背側頚部）の皮下に専用注射器で埋め込みます。マイクロチップの装着は動物病院などで獣医師、または獣医師の指示を受けた愛玩動物看護師が行います。

マイクロチップには、15 桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてるとその数字が表示され、この番号とデータベースに登録されている飼い主の情報とを照合することで飼い主が判明する為、逸走して保護された際に飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなります。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になります。

マイクロチップを装着した後は、必ず、環境省のサイトで登録手続を行い、転居などで登録情報が変更した場合は変更手続きを行う必要があります。

マイクロチップの登録先
犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関

マイクロチップ装着の義務化

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和4年6月1日からペットショップなどで販売される犬・猫にマイクロチップの装着が義務化されました。

この法改正前に、飼われたペットへのマイクロチップ装着は任意ですが、メリットもありますので、是非ご検討ください（詳細は25ページに掲載する関連サイトを参照）。

ペット身元表示の必要性

飼い主の情報（連絡先など）を記載した迷子札や犬鑑札、注射済票などを日頃より身につけておくことが大切です。万が一、地震などの災害や事故などで逸れたとしても、これらの飼い主がわかる情報を身につけておくことで、ペットの身元の特定に役立ちます。

犬鑑札、注射済票（足立区）

3-1 飼い主による平時からの備え

避難所でのトラブルを防止するため、日頃から基本的なしつけをしておきましょう。チェックリストを参考に、 日常生活の中で取り組んでください。

チェックリスト:必要なしつけ･ケア【飼い主向け】

犬のしつけ・ケア

- □ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけをする
- □ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- □ 不必要に吠えないようにする
- □ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく
- □ 決められた場所で排泄ができるようにする
- □ 狂犬病予防接種（義務）に加え各種ワクチンを接種する
- □ 寄生虫を予防、駆除する（フィラリアやノミ・ダニなど）
- □ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ
- □ ブラッシングで抜け毛をとる
- □ 不妊去勢手術を行う

猫のしつけ・ケア

- □ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- □ 人や他の動物を怖がらないように慣らしておく
- □ 決められた場所で排泄ができるようにする
- □ 各種ワクチンを接種する
- □ 寄生虫を予防、駆除する（ノミ・ダニやフィラリアなど）
- □ ブラッシングで抜け毛をとる
- □ 不妊去勢手術を行う
- □ 室内で飼育する（※放し飼いの場合、行方不明になったり、交通事故、感染症などのリスクを高めます）

3-2 飼い主によるペット同行避難訓練への参加

避難所となる施設でペット同行避難訓練を実施する際には、以下の実施方法を参考に訓練に参加し、災害に備えましょう。また、訓練を通じて、避難所運営従事者と飼い主が災害時における避難所での協力体制について話し合い、日頃から協力関係を構築しておくことが重要です。

ペット同行避難訓練の参加に向けて【飼い主向け】

訓練①　避難するための事前準備

避難所にはペットに関する備蓄品はありません。事前に飼い主が避難時の持ち物を確認し、災害が起きた場合に備え、ペット用の備蓄品を準備をし持参できるようにしておきましょう（詳細は18ページ参照）。

訓練②　避難所でのペット関連ルールを確認

災害が起きた時に、ご自身が避難をする想定の避難所で以下のことを確認しておきましょう。

ア　受付場所の確認
イ　ペット用避難居室の場所
ウ　ペット用避難居室までの動線

訓練③　ペット受け入れ・避難所運営訓練

飼い主は、使用する想定の避難所へペットを連れていき、避難所での受付、避難後の飼育管理や清掃など、避難生活を想像した訓練を行いましょう。また、課題などを避難所運営従事者と飼い主で共有しておきましょう。

3-3 災害発生時におけるペットとの避難行動

災害が起きた場合、避難所へ行くことだけが避難ではありません。自宅の安全性や、ご自身とペットの状況を踏まえ、最適な避難行動を選択してください。

なお、**足立区では在宅避難を推奨**しており、災害が発生した場合でも、自宅に被害がなく安全を確保することができる場合は、在宅避難での避難生活を選択してください。

飼い主とペットが一緒に自宅で被災した場合

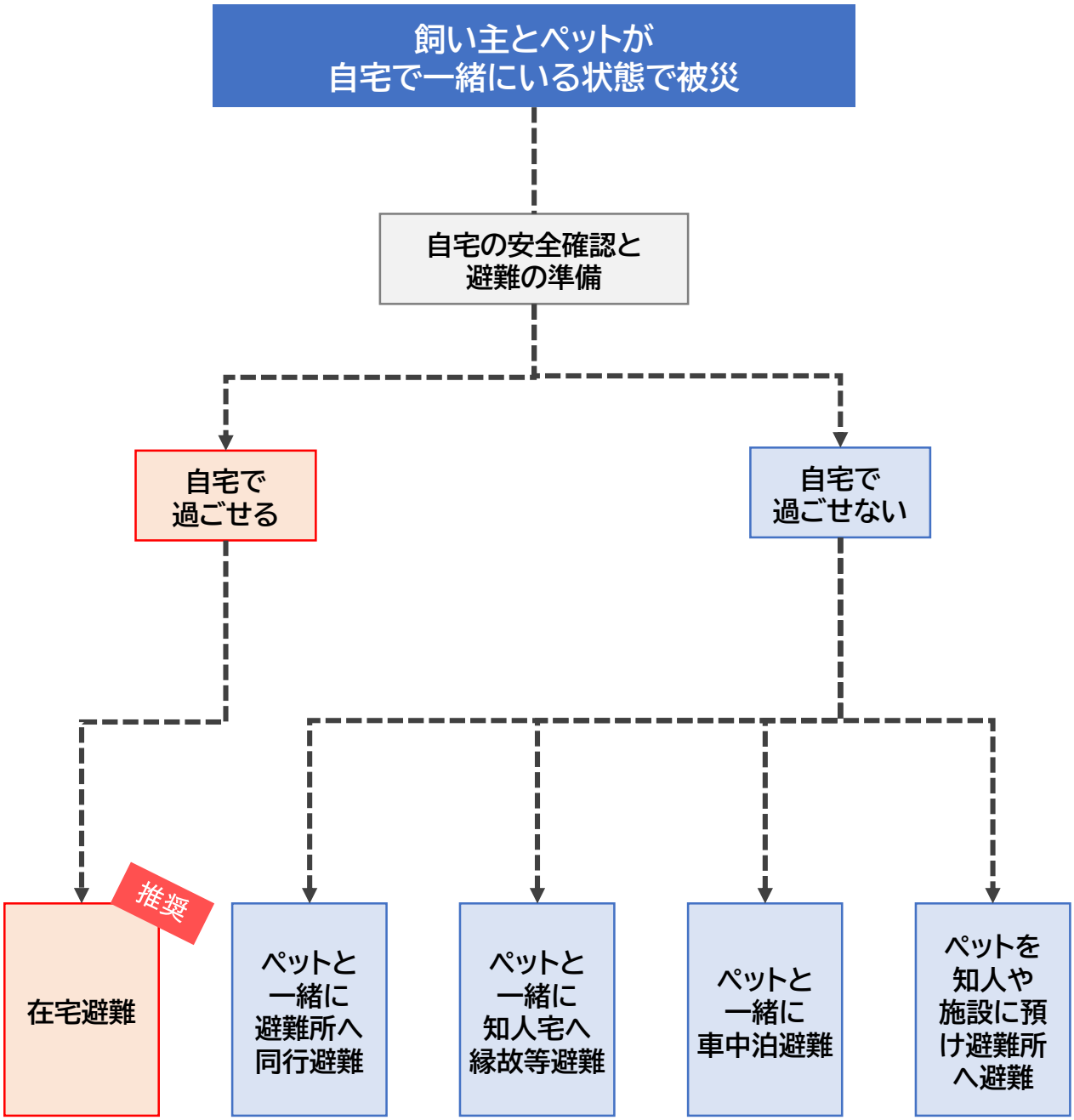

3-3 災害発生時におけるペットとの避難行動

飼い主とペットが一緒に外出時に被災した場合

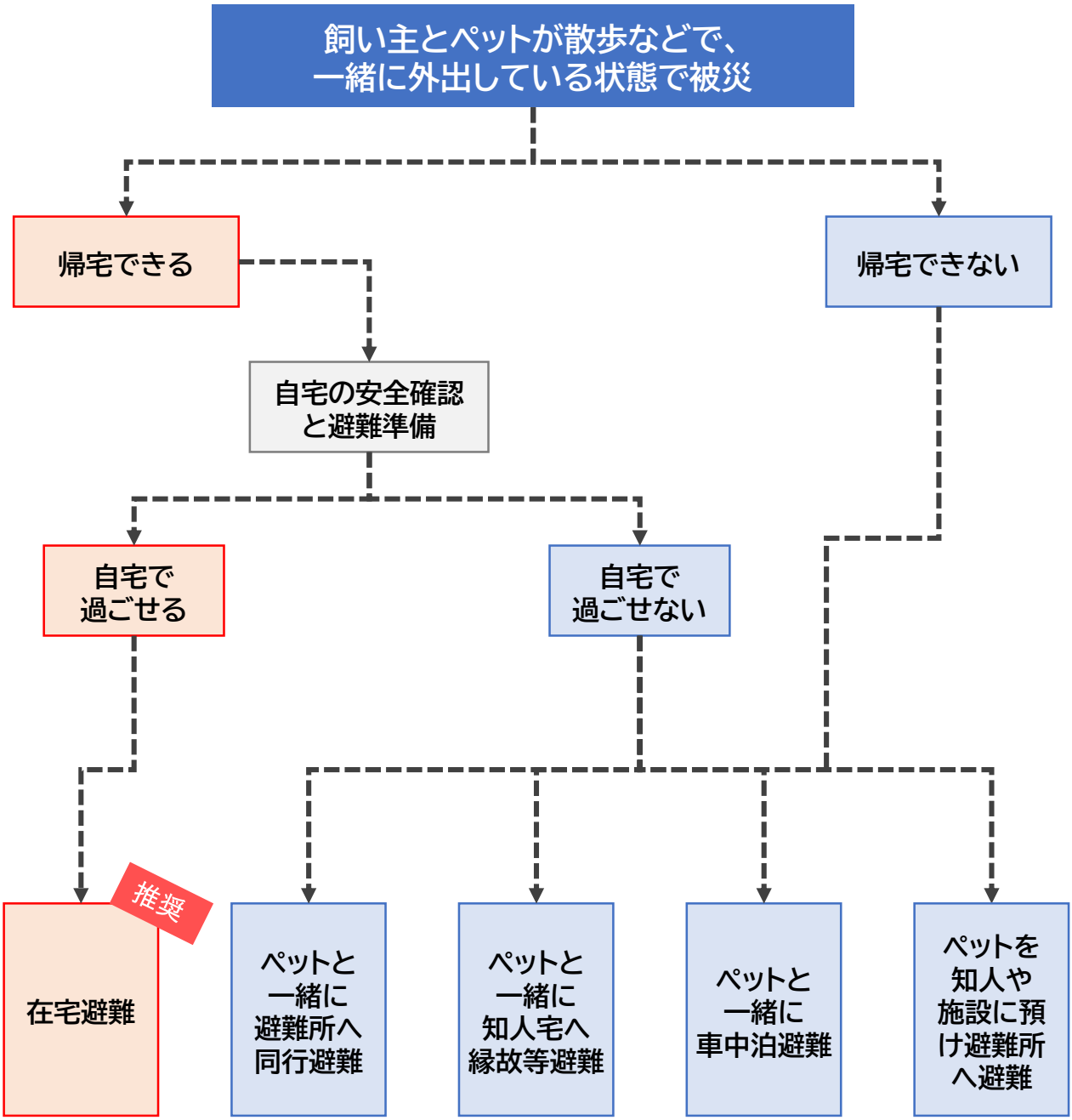

3-3 災害発生時におけるペットとの避難行動

飼い主のみ外出先で被災した場合

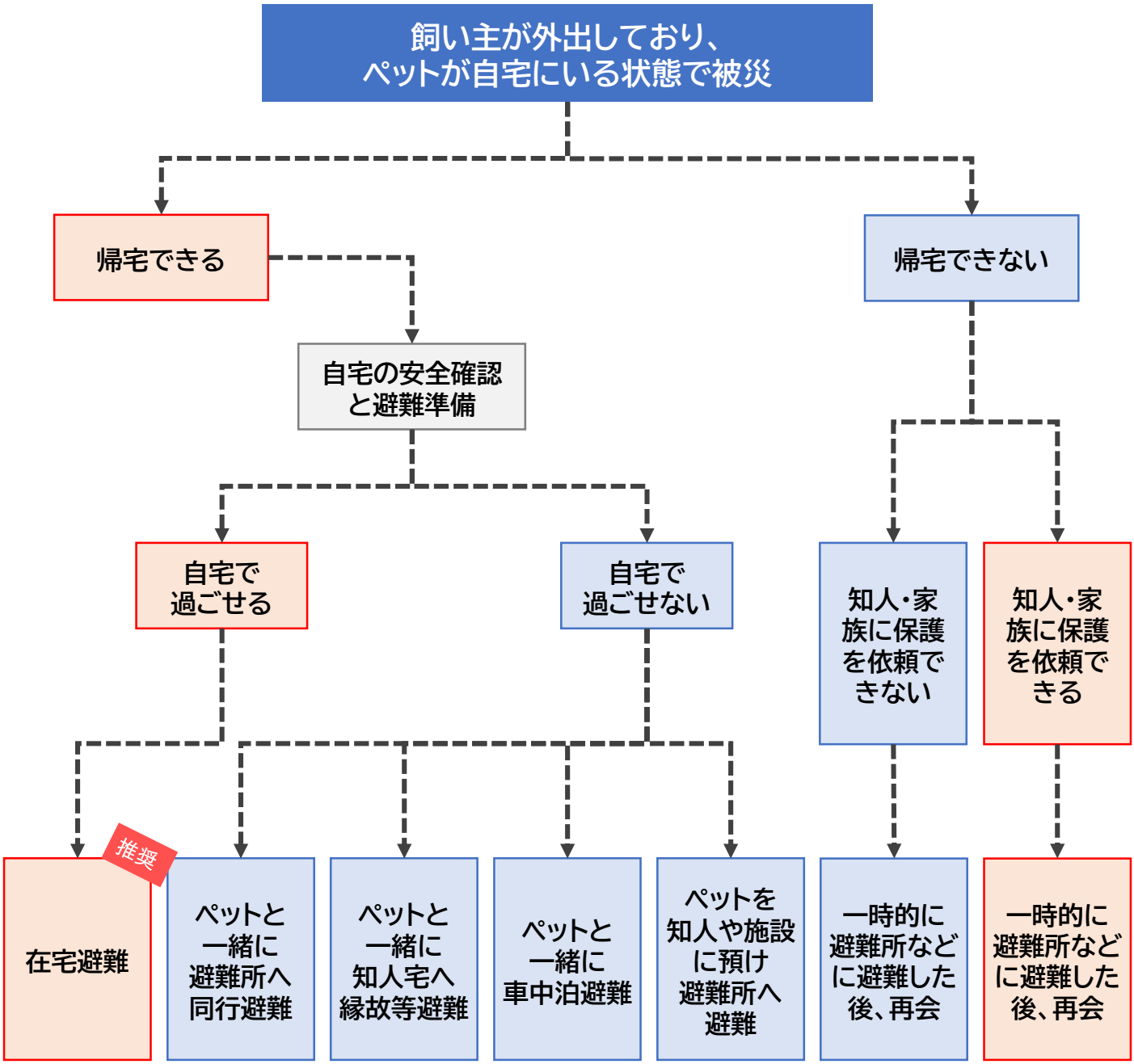

3-4 関連サイト一覧

安全かつ迅速に避難するための災害情報収集

「防災・災害対策 - 足立区公式ホームページ」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/bosai/bosaisaigai/index.html

「足立区災害ポータルサイト」
https://bosai.city.adachi.tokyo.jp/

「足立区防災アプリ」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/bousai-application.html

「第一次避難所」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/saigai/bosai/bosai/hinanjo-tejun-1hinan.html

お問い合わせ先

（足立区 危機管理部 防災戦略課）
【TEL】 03-3880-5083 【FAX】03-3880-5607
【mail】 senryaku@city.adachi.tokyo.jp

大切なペットを飼い始めた時の手続きや準備など

「犬を飼ったら必要な手続きは？」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/sekatsuese/kurashi/dobutsu/tetsuzuki.html#dog1

「マイクロチップの装着が義務化されました」
https://www.city.adachi.tokyo.jp/sekatsuese/kurashi/dobutsu/microchip.html

お問い合わせ先

（足立区 足立保健所 生活衛生課）
【TEL】 03-3880-5375 【FAX】03-3880-6998
【mail】 seikatueisei@city.adachi.tokyo.jp

3-5 メモ

★memo

飼い主が入院

望まない繁殖

もしものことがあったら・・・

⚠その時ペットは大丈夫？

☑まずはチェック　1つでも当てはまったら対策を

飼い主の「もしも」に備えて

チェック

- ☑単身または高齢者のみの世帯
- ☑家族・親族と疎遠
- ☑ご近所付き合いがない
- ☑自分の足腰や体力が不安
- ☑ペットの名前を思い出せないことがある
- ☑今後飼育する上で金銭面が不安

対策

- 一時預かり先・新たな飼い主を見つけておく（血縁者、民間事業者など）
- 「じぶんノート」※を作成する
- ペットのための信託を利用する

※ 足立区版エンディングノート。医療介護連携課、各地域包括支援センター、区民事務所で配布しています。

ペットのための信託とは

ペットのための飼育費用等を専用口座で管理し、いざというときに、ペットのために使用できる仕組みです。信託銀行等に相談しましょう。

ペットの「もしも」に備えて

チェック

- ☑不妊去勢手術をしていない
- ☑子犬や子猫が生まれている
- ☑オス・メスの両方がいる

対策

- 不妊去勢手術を行い、繁殖を防ぐ
- かかりつけの動物病院をみつけておく
- 譲渡先を探す

【裏面へ】記録しよう！
飼い主とペットのこと

もしもに備えて記録しよう

ペットのこと

	ペットの種類	名 前	柄	年 齢	性 別	不妊去勢手術	健康状態
1	犬・猫					済・未	
2	犬・猫					済・未	
3	犬・猫					済・未	
4						済・未	
5						済・未	

ペットのかかりつけ動物病院

病院名		担当医師	
住 所			
連絡先			

飼い主のこと

名 前		生年月日	
住 所		連絡先	
担当ケアマネ			
サービス状況			

ペットを最後まで世話することができない場合の対応

☐ 譲渡する人が決まっている	☐ 保護団体等に有料で譲渡する
☐ ペット信託を利用して譲渡する	☐ 動物愛護相談センター等での引き取りを希望する

※ 詳しくは電話でご相談ください。

急な入院などのときに一時的にお世話をする人や預け先

名前 または 事業者名	
飼い主との関係	
住 所	
連絡先	
預け先の承諾	承諾済 ・ 相談中 ・未承諾

ペットに関する相談窓口

足立保健所生活衛生課 ☎ 03－3880－5375(直通)

東京都動物愛護相談センター ☎ 03－3302－3507

知ると分かる、すると変わる。
SDGs MODEL ADACHI

書　名：足立区ペット同行避難ガイドライン
作　成：足立区危機管理部防災戦略課、足立区足立保健所生活衛生課
監　修：東京都獣医師会足立支部・足立区ペット防災対策アドバイザー山本和弘
作成日：令和８年１月
担当課：足立区危機管理部防災戦略課
足立区中央本町一丁目１７番１号
０３－３８８０－５０８３（直通）